平成２５年（フ）第３７４７号
大阪市平野区喜連東５丁目１番17号　アミティエ喜連403
債務者　石原　勝幸
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１０４号
大阪市住吉区我孫子東１丁目13番５―208号
債務者　藤田健一郎
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１３１号
大阪市港区市岡１丁目21番41―1305号
債務者　磯本　真代（旧姓舘田）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１９８号
大阪市都島区都島北通１丁目20番２号　マルニコーポ都島第１　102号
債務者　中村満美子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２００号
大阪市住之江区東加賀屋４丁目４番13号　寺内マンション306
債務者　西出真由美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６９７号
東京都板橋区三園１丁目32―23―102
債務者　山口彰三郎
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６９８号
東京都中野区上高田５丁目３－９―305
債務者　井上　勝巳
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６９９号
東京都港区港南４丁目５－３―816
債務者　武田　修一
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７０３号
千葉県佐倉市井野1046―70
債務者　田中　　雄
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７１８号
東京都江戸川区松島４丁目39―４―302
債務者　小林　麻美
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７２１号
東京都品川区南大井５丁目11―13―1207
債務者　佐々木誠彦
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７２２号
東京都江戸川区春江町５丁目24―７　フラットファニーハイツＮＯ．２―101
債務者　大橋　正彦
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７２３号
神奈川県伊勢原市石田104―19
債務者　宇根　良榮
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７３１号
千葉県柏市大島田116―３
債務者　堤　　博美
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７３２号
東京都立川市西砂町６丁目18―36
債務者　篠田　雄一
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７３７号
東京都足立区花畑８丁目５―20―304
債務者　塚本亜衣子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７４３号
東京都世田谷区桜新町１丁目９―18　田中方202
債務者　塚本　幸市
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部